Ⅰ－１　医療機能に応じた入院医療の評価について

(1)　一般病棟用の「重症度、医療･看護必要度」について、手術直後の患者、救急搬送後の患者、認知症･せん妄の患者等の急性期に密度の高い医療を必要とする状態が適切に評価されるよう、項目、重症者の割合に関する基準等を見直す。

(2)　一般病棟入院基本料の届出について、７対１入院基本料から10対１入院基本料へ転換する際に、病棟群単位での届出により、雇用等の急激な変動を緩和する仕組みを設ける。

(3) 在宅復帰を一層促す観点から、７対１入院基本料等の施設基準となっている自宅等に退院した患者の割合に関する基準を見直す。

(4) 特定集中治療室等における重症患者に対する評価を充実させるため、特定集中治療室用の「重症度、医療・看護必要度」のＡ項目について評価を見直すとともに、特定集中治療室用及びハイケアユニット用の「重症度、医療・看護必要度」のＢ項目について、評価の簡素化を図るため、一般病棟用の評価と統一する。

(5) 一定程度治療法の標準化した手術等を短期滞在手術等基本料３の対象とするとともに、診療の実態を踏まえ、一部の手術等の評価の精緻化等を行う。

(6)　総合入院体制加算について、総合的かつ専門的な急性期医療を適切に評価する観点から、以下のような見直しを行う。

①総合入院体制加算１について、化学療法の要件を見直すとともに、新たに急性期患者に対する医療の提供密度に関する要件等を追加する。

②総合入院体制加算２について、一定程度の実績要件、認知症・精神疾患患者等の受入体制に関する要件等を追加した上で評価を見直す。

(7) 地域包括ケアシステムにおいて比較的軽度な急性期患者に対する入院医療を整備する観点から、地域包括ケア病棟入院料の包括範囲等を見直す。

(8)　医療療養病床の機能を有効に活用する観点から、療養病棟入院基本料２を算定する病棟においても、医療の必要性の高い患者を一定程度受け入れるよう、医療区分の高い患者の受入れに関する基準を設ける。

(9)　療養病棟入院基本料を算定する病棟における医療区分の評価をより適正なものとするため、酸素療法、うつ状態及び頻回な血糖検査の項目について、きめ細かな状況を考慮するよう見直す。

(10)　療養病棟入院基本料の在宅復帰機能強化加算について、急性期等から受け入れた患者の在宅復帰がより適切に評価されるよう、在宅復帰率の計算式及び指標を見直す。

(11)　障害者施設等入院基本料、特殊疾患病棟入院料等について、意識障害を有する脳卒中患者等、療養病棟の患者と同一の状態にある者について適正な評価となるよう評価体系を見直す。

(12)　入院中の患者が、異なる診療科の疾患を有する場合にも診断・治療が円滑に行われるよう、入院中の他医療機関受診時の減算について、特に診療科の少ない医療機関等に配慮した控除率に緩和する。

(13)　診療報酬上の地域加算について、国家公務員の地域手当の見直しに伴い対象地域等を見直す。

(14)　医療資源の少ない地域に配慮した評価を更に適切に推進する観点から、人口当たりの医師・看護師数や病院密度が低い地域が対象となるよう対象地域に関する要件等を見直す。

(15)　一類感染症患者入院医療管理料の評価について、発生時に必要となった検査、注射等に対応しやすい体系とするとともに、感染症法の入院措置中であれば算定できるよう見直す。

(16)　結核病棟入院基本料について、標準的な入院期間の患者の早期退院を促すよう評価を見直す。

Ⅰ－２　チーム医療の推進、勤務環境の改善、業務効率化の取組等を通じた医療従事者の負担軽減・人材確保について

(1)　勤務医の負担軽減をより一層推進する観点から、医師事務作業補助体制加算の加算１の評価及び当該加算の算定対象を拡充する。

(2)　看護職員の夜勤体制について、夜勤従事者を確保する観点等から、月平均夜勤時間の計算方法を見直すとともに、月平均夜勤時間数の基準のみ満たさなくなった場合については、早期の改善を促すことに引き続き留意しつつ、算定できる入院基本料の水準等を見直す。

(3)　夜間の看護業務の負担軽減を促進するために、以下のように看護職員及び看護補助者の夜間配置の評価を充実するとともに、看護職員の夜間の勤務負担軽減に資する取組を行っている場合を評価する。

①　７対１又は10対１一般病棟入院基本料等を算定する病棟において、看護職員の手厚い夜間配置の評価を充実する。

②　７対１又は10対１一般病棟入院基本料等を算定する病棟において、看護補助者の夜間配置の評価を充実する。

③　13対１一般病棟入院基本料等を算定する病棟において、看護補助者の夜間配置の評価を新設する。

(4)　看護職員が専門性の高い業務により集中することができるよう、看護補助業務のうち一定の部分までは、看護補助者が事務的業務を実施できることを明確化する。

(5)　診療報酬制度上の常勤の取扱いについて、産前・産後休業、育児・介護休業、短時間勤務等に関する取扱いを明確化し、柔軟な勤務形態に対応する。

(6)　脳卒中ケアユニット入院医療管理料について、医療機関の外にいる医師が、夜間等に迅速に診療上の判断ができる体制が整備されている場合に、配置医師に関する要件の緩和を行う。

(7)　画像診断管理加算について、医療機関の常勤医師が夜間休日に当該医療機関以外の場所で読影した場合も、院内での読影に準じて取り扱う。

(8)　手術・処置の時間外等加算１について、病院全体で届出をする場合に限り、予定手術の前日における当直等の日数の上限を規模に応じて緩和する。

(9)　周術期口腔機能管理を推進する上で、医療機関相互の連携等が重要であることから、以下のような見直しを行う。

①　悪性腫瘍手術等に先立ち歯科医師が周術期口腔機能管理を実施した場合に算定できる周術期口腔機能管理後手術加算について、周術期における医科と歯科の連携を推進するよう評価を拡充する。

②　病院における周術期口腔機能管理を推進する観点から、歯科を標榜している病院に係る歯科訪問診療料の要件を見直す。

③　がん等に係る放射線治療又は化学療法の治療期間中の患者に対する周術期口腔機能管理料(Ⅲ)について、対象患者及び対象期間を見直すとともに、当該患者に対する周術期専門的口腔衛生処置を評価する。

(10)　医科と歯科の連携による栄養サポートの推進を図るため、院内及び院外の歯科医師が、栄養サポートチームの一員として診療を実施した場合を評価する。

【Ⅰ－３－２　医師、歯科医師、薬剤師、看護師等による多職種連携の取組の

強化等について】

(1)　特定集中治療室等の高度急性期医療を担う治療室において、薬剤関連業務を実施するために薬剤師を配置し、多職種の連携を推進している場合を評価する。

(2)　管理栄養士が行う栄養食事指導の対象をがん、摂食・嚥下機能低下、低栄養の患者に拡大するとともに、外来・入院におけるより充実した指導を評価する。また、在宅で患者の実状に応じた有効な指導が可能となるよう、指導方法に係る要件を緩和する。

【Ⅰ－３－３　患者が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるための取組の推進について】

(1)　退院支援の更なる推進を図るため、退院支援に積極的に取り組んでいる医療機関や医療機関間の連携に対する評価を推進する。

①　病棟への退院支援職員の配置を行う等、積極的な退院支援を実施している医療機関に対する評価を充実する。

②　新生児特定集中治療室からの退院や地域連携診療計画を活用した医療機関間の連携について、簡素化及び更なる推進を図る観点から評価を見直す。

③　退院支援に係る評価のうち、算定回数が少ない一部の項目を廃止する。

(2)　 医療ニーズが高い患者が安心・安全に在宅療養に移行し、在宅療養を継続できるようにするため、退院直後の一定期間、退院支援及び訪問看護ステーションとの連携のために入院医療機関から行う訪問指導について評価する。

Ⅰ－４　質の高い在宅医療・訪問看護の確保について

(1)　在宅医療では、比較的重症患者から軽症な患者まで幅広い患者に対し診療が行われていることから、患者の状態及び居住場所に応じたきめ細かな評価を実施する。

①　特定施設入居時等医学総合管理料の対象施設を見直すとともに、名　称の変更を行う。

②　在宅時医学総合管理料・特定施設入居時等医学総合管理料について、以下のような見直しを行う。

ア　月1回の訪問診療による管理料の新設

イ　重症度が高い患者の評価の拡充

ウ　「同一建物居住者の場合」の定義の見直し及び同一建物での診療人　　数による評価の細分化

③　在宅患者訪問診療料に係る「同一建物居住者の場合」の評価を見直す。

(2)　小児在宅医療に積極的に取り組んでいる医療機関を評価する観点から、機能強化型在宅療養支援診療所等の実績として、看取り実績だけでなく、重症児に対する医学管理の実績を評価する。

(3) 在宅医療の提供体制を補完するため、外来応需体制を有しない、在宅医療を専門に実施する診療所を評価する。

(4)　在宅医療において、より充実した診療を行っている医療機関を評価する観点から、休日の往診及び十分な看取りの実績を有する医療機関に関する評価の充実を図る。

(5) 在宅自己注射の適正な評価を行うため、以下のような見直しを行う。

①　疾患の医学管理に関する評価に配慮しつつ、現行の注射指導回数に応じた評価の差を縮小する。

②　２以上の医療機関で異なる疾患に対して、同一の患者に対して当該指導管理を行った場合、それぞれの医療機関において当該指導管理料を算定できることとする。

(6)　在宅呼吸療法の円滑な継続を図るとともに適正な評価を行うため、以下のような見直しを行う。

①　在宅酸素療法指導管理料及び在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料につ　いて、医師の判断に基づき患者が受診しない月においても、材料等に相当する費用の算定を可能とする。

②　睡眠時無呼吸症候群又は慢性心不全を合併している患者に対するＡＳＶ療法について、その有効性を踏まえ、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料における評価を見直すとともに、在宅療養指導管理材料加算を新設する。

(7)　効果的・効率的で質の高い訪問看護の提供体制を確保するため、以下のような見直しを行う。

①　在宅医療を推進するために、機能の高い訪問看護ステーションの実績要件を実情に即して評価するとともに、重症児の訪問看護に積極的に取り組む訪問看護ステーションを評価する。

②　在宅医療のニーズの増大に対応した訪問看護の提供体制を確保するために、病院・診療所からの訪問看護の評価の充実を行う。

③　訪問看護を指示した医療機関が、在宅療養において必要かつ十分な量　の衛生材料又は保険医療材料を提供したことについて評価する。

④　医師の指示に基づき、在宅医療において看護師等が医師の診療日以外に行った検体採取、使用した特定保険医療材料及び薬剤に関する診療報酬上の取扱いを明確にする。

⑤　病院・診療所と訪問看護ステーションの、２か所又は３か所からの訪問看護を組み合わせた利用に関して、複数の訪問看護ステーションの組合せと同様に末期の悪性腫瘍、神経難病等の利用者に限られるよう見直す。

⑥　医療ニーズが高く複数の訪問看護ステーションからの訪問を受けている　利用者に対して、同一日に２か所目の訪問看護ステーションが緊急訪問を実施した場合を評価する。

(8)　歯科における効率的で質の高い在宅医療の提供体制を確保するため、以下のような見直しを行う。

①　在宅を中心としつつ、地域の病院等とも連携して歯科訪問診療を実施している歯科診療所を評価する観点から、在宅かかりつけ歯科診療所加算の施設基準及び名称の見直しを行う。

②　口腔機能が低下し摂食機能障害を有する患者に対する口腔機能の管理について、包括的な評価を行う。

③　歯科訪問診療料について、歯科訪問診療の実態に即したものとするため、以下のような見直しを行う。

ア　同一建物で1人に対して歯科訪問診療を行う場合において、患者の全　身状態等により診療時間が20分未満となる場合の評価を見直す。

イ　同居する同一世帯の複数の患者に対して診療をした場合等、同一の患家において２人以上歯科訪問診療を行った場合の評価を見直す。

ウ　歯科訪問診療を行う歯科医療機関と「特別の関係」にある施設等に訪　問して歯科訪問診療を行った場合の評価を見直す。

④　同一建物において同一日に複数の患者に対して歯科訪問診療を行った　場合等について、歯科訪問診療料の適正化を行う。

⑤　歯科訪問診療で求められる診療の重要性及び困難性を考慮し、歯科訪　問診療で行う処置等について、評価を見直す。

⑥　歯科の標榜がない病院に入院中又は介護保険施設に入所中の患者に対して、歯科訪問診療を行う歯科医師が栄養サポートチーム等に加わり、その評価に基づいて歯科訪問診療を行った場合を評価する。

(9)　在宅薬剤管理指導業務を推進する観点から、以下のような見直しを行う。

①　医師との連携による薬剤師の在宅業務を推進するため、在宅薬剤管理指導業務において、医師の処方内容に対する疑義照会に伴い処方変更が行われた場合を評価する。

②　在宅患者訪問薬剤管理指導料について、薬剤師1人が行う算定制限と、同一世帯に居住している複数の患者に対して在宅患者訪問薬剤管理指導業務を行った場合の評価を見直す。

③　介護老人福祉施設に入所している患者に対して、施設での適切な服薬管理等を支援するために、当該施設を訪問して保険薬剤師が行う薬学的管理を評価する。

(10)　医療機関の薬剤師が行う在宅患者訪問薬剤管理指導料について、Ⅰ－４(9)②に合わせて見直す。

Ⅰ－５　医療保険制度改革法も踏まえた外来医療の機能分化について

(1) 　「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携の更なる推進のため、以下のような見直しを行う。

①　「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等を改正し、特定機能病院及び一般病床500床以上の地域医療支援病院については、現行の選定療養の枠組みにおいて、定額の徴収を責務とする。

②　定額は、徴収する金額の最低金額として設定するとともに、最低金額は医科・歯科で異なる設定とする。

③　現行制度と同様に、緊急その他やむを得ない事情がある場合(緊急の患者・公費負担医療制度の対象患者・無料低額診療事業の対象患者・HIV感染者)については、定額負担を求めない患者・ケースとする。

④　その他、定額負担を求めなくて良い患者・ケースを定める。

Ⅱ－２　情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した医療連携や医療に関するデータの収集・利活用の推進について

(1)　現在、署名・捺印した上で文書によって提供することが求められている診療情報提供書等について、電子的に署名を行い、安全性を確保した上で電子的に送受することを可能とする。また、診療情報提供書と併せて検査結果・画像情報等を電子的に送受・共有する場合及び電子的に共有された検査結果・画像情報を活用した場合について評価する。

(2)　急性期を担う医療機関の機能及び役割を適切に分析・評価するため、10対１入院基本料についても、データの提出に関する基準を新設する。

(3)　遠隔モニタリングによる心臓ペースメーカー指導管理の評価について、医師の判断により、患者の状態等に応じて、最大12か月までで受診間隔を選択し、その間の月数に応じて、次回来院時に遠隔モニタリングによる指導管理に対する評価を上乗せすることを可能とする。

(4)　お薬手帳については、電子版の手帳であっても、紙媒体と同等の機能を有する場合には、算定上、紙媒体の手帳と同様の取扱いを可能とする。

Ⅱ－３　質の高いリハビリテーションの評価等、患者の早期の機能回復の推進について

(1)　リハビリテーションの質に応じた評価を推進するため、回復期リハビリテーション病棟においてアウトカムの評価を行い、一定の水準に達しない医療機関については、疾患別リハビリテーション料の評価を見直す。

(2)　地域包括ケアシステムの中でリハビリテーションを推進する観点から、回復期リハビリテーション病棟入院料の体制強化加算を届け出る医療機関において、入院時と退院後の医療についてつながりを保って提供できるよう、回復期リハビリテーション病棟の専従の常勤医師が入院外の診療にも一定程度従事できるよう施設基準を見直す。

(3)　急性期における早期からのリハビリテーションの実施を促進するため、現行のＡＤＬ維持向上等体制加算の評価及び施設基準を一部見直すとともに、質や密度の高い介入を行っていると認められる病棟の評価を充実させる。

(4)　早期からのリハビリテーションを推進するため、疾患別リハビリテーション料の初期加算及び早期リハビリテーション加算の評価を適正化する。

① 慢性疾患については、原則として、初期加算及び早期リハビリテーション　加算の対象としないこととする。

② 疾患別リハビリテーション料における初期加算及び早期リハビリテーション加算の算定起算日を見直す。

③ 疾患別リハビリテーション料について、標準的算定日数等に係る起算日を見直す。

(5)　廃用症候群の特性に応じたリハビリテーションを実施するため、廃用症候群に対するリハビリテーションに対する評価を新たな疾患別リハビリテーション料として設ける。

(6)　医療と介護の役割分担の観点から、①要介護被保険者に対する維持期リハビリテーションの介護保険への移行を図る。移行を円滑に行う観点等から、②要介護被保険者等に対するリハビリテーションについて、その目標設定支援等に係る評価を新設し、③医療保険と介護保険のリハビリテーションに係る併給を拡大する。

(7)　心大血管疾患リハビリテーション料の施設基準を緩和し、心大血管疾患リハビリテーションの普及を図る。

(8)　社会復帰等を指向したリハビリテーションを促進するため、IADL（手段的日常生活活動）及び社会生活における活動能力の獲得のために、入院患者に対し実際の状況における訓練を行うことが必要な場合に限り、医療機関外におけるリハビリテーションを疾患別リハビリテーションの対象に含める。

(9)　施設基準に応じて疾患別リハビリテーション料の評価を見直す。

(10)　リハビリテーション専門職が効率的に勤務できるよう、難病患者リハビリテーション料等における専従規定を緩和する。

(11)　リンパ浮腫の患者に対する治療を充実する観点から、リンパ浮腫に対する複合的治療に係る項目の新設等を行う。

(12)　摂食機能療法を推進する観点から、①対象となる患者の範囲を拡大し、②経口摂取回復促進加算について、要件を緩和した新たな区分を設ける。

Ⅱ－４　明細書無料発行の推進について

公費負担医療の対象である患者等、一部負担金の支払いがない患者に対する明細書の無料発行について、更なる促進策を講じる。

Ⅲ　重点的な対応が求められる医療分野を充実する視点

Ⅲ－１　緩和ケアを含む質の高いがん医療の評価について

(1)　がん医療の更なる均てん化のため、今般整備された「地域がん診療病院」及び小児がん医療の診療機能を集約化することを目的として、小児がん医療に必要な診療機能を備えた「小児がん拠点病院」についても、その体制を評価する。

(2)　外来で治療を受けるがん患者が、適切な時期に在宅医療への紹介を受けることで、終末期により質の高い在宅でのケアを受けることができるよう、終末期に近いがん患者について、外来から在宅への連携を評価する。

(3)　緩和ケア病棟が在宅生活を支援する役割を更に果たすことができるよう、在宅緩和ケアを受ける患者の増悪時の受入れ等、地域連携の取組等について評価する。

(4)　がん性疼痛緩和指導管理料について、がん診療に関わる全ての医師が緩和ケアに係る研修を受けることを要件とする。

(5)　外来化学療法を更に推進する観点から、外来化学療法加算の評価を見直す。

Ⅲ－２　「認知症施策推進総合戦略」を踏まえた認知症患者への適切な医療の評価について

(1)　身体疾患により入院した認知症患者に対する病棟の対応力及びケアの質の向上を図るため、病棟での取組及び多職種チームによる介入を評価する。

(2)　診療所型認知症疾患医療センターの設置が開始されたことを踏まえ、診療所型認知症疾患医療センターとかかりつけ医が連携した取組について、評価を行う。

Ⅲ－３　地域移行・地域生活支援の充実を含めた質の高い精神医療の評価について

(1)　退院支援職種を重点的に配置した上で、退院後の地域生活に直結した訓練、退院後に利用可能な障害福祉サービス等の検討、準備等の支援を行い、長期入院患者の地域移行及び精神病床数の適正化に取り組む精神病棟への評価を新設する等、地域移行に関する評価を充実する。

(2)　長期入院後の精神疾患の患者及び病状が不安定な患者に対する集中的な支援の普及を図るため、精神科重症患者早期集中支援管理料における障害福祉サービスを同時に利用する患者の取扱い、夜間の往診及び訪問看護の体制の確保等について、実態を踏まえた要件に見直す。

(3)　長期にわたり、頻回にデイ・ケアを実施している場合について、就労・就学、障害福祉サービスの利用等を含め、より自立した生活への移行を促すよう、必要な適正化を行う。

(4)　身体合併症を有する精神疾患患者に対する必要な医療提供体制を確保する観点から、以下の評価を拡充する。

① 精神科病院からの求めに応じ、身体合併症治療のため精神疾患患者の　転院を受け入れた場合の評価

② 身体症状と抑うつ、せん妄等の精神症状を併せ持つ患者が救急搬送された際に、精神科医が診断治療等を行った場合の評価

③ いわゆる「総合病院」において、身体合併症への対応を強化する観点から、精神病棟に、精神科の医師を手厚く配置した場合の評価

(5)　精神症状を有する入院患者に対する多職種での診療の普及を図るため、精神科リエゾンチーム加算について、チームを構成する看護師、精神医療の経験を有する精神保健福祉士等をより柔軟に確保できるよう、評価を充実させるとともに施設基準を見直す。

(6)　自殺企図により入院した重症の精神疾患の患者に対し、入院直後から退院後の一定期間、継続的に生活上の課題、精神疾患の治療上の課題等を確認し、指導を行った場合の評価を新設する。

(7)　抗精神病薬等の適切な処方を促す観点から、多剤・大量処方が行われている患者に対する評価を見直す。

(8)　児童・思春期の精神科医療の医療提供体制を確保するため、専門的な外来診療を提供している医療機関について、以下の対応を講じる。

① 16歳未満の患者の精神療法について、入院医療体制を有する病院と同様、一定期間継続して評価を受けられる仕組みを設ける。

② 20歳未満の患者の初診時等に、より専門的な評価や診療方針の検討を　行った場合の評価を新設する。

(9)　薬物依存症に対し、一定の効果を有する集団認知行動療法プログラムを実施した際の評価を新設する。

(10)　認知療法・認知行動療法に対応する医師の負担を軽減する観点から、医師の指示の下、一定の知識と経験を有する看護師が、認知療法・認知行動療法の各面接の一部分を実施する形式の療法について評価を行う。

(11)　精神病床における結核等の二類感染症患者の受入れ及び療養環境の確保について評価を行う。

Ⅲ－４　難病法の施行を踏まえた難病患者への適切な医療の評価について

(1)　「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行に伴い、新たに指定された指定難病について、希少で長期療養を必要とする疾病であることから、これまでの難病と同様に評価を行う。併せて、小児慢性特定疾病の患者の医学管理に関する評価を行う。

(2)　「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行を踏まえ、指定難病の診断に必須とされている遺伝学的検査について、新たに関係学会が作成する指針に基づき実施される場合に限り、評価を行う。

Ⅲ－５　小児医療、周産期医療の充実、高齢者の増加を踏まえた救急医療の充実について

(1)　重症小児の在宅移行を推進するため、小児入院医療管理料について、在宅療養指導管理料、在宅療養指導管理材料加算等、在宅医療の導入に係る項目を退院月にも算定可能とする。また、小児入院医療管理料３，４又は５を算定している医療機関であって、重症新生児等の受入体制が整っている医療機関に関する評価の充実を図る。

(2)　医療型短期入所サービスにおける重症児の受入れを促進するため、入所中の医療処置等について、診療報酬上の取扱いを明確にする。

(3)　小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者等、長期にわたって小児科での診療を要する患者について、継続的な医療支援を確保する観点から、小児入院医療管理料の算定対象年齢の延長を行う。

(4)　算定日数を超えて集中的な治療を行う必要性が高い児について、新生児特定集中治療室・小児特定集中治療室の算定日数上限を引き上げる。

(5)　精神疾患を合併した場合の妊娠・出産リスク等を考慮し、精神疾患合併妊娠・分娩の管理を評価する。

(6)　高齢化等により増加する救急患者の受入体制を充実するため、以下の評価を行う。

①　夜間休日における再診後の緊急入院を評価する。

②　二次救急医療機関における夜間休日の救急患者の受け入れの評価を充実する。

(7)　救急医療管理加算２の対象となる状態のうち、脳梗塞でt-PA等の実施が必要な状態及び狭心症等で緊急に冠動脈の検査・治療が必要な状態を救急医療管理加算１の対象に加える等、加算１の評価をより充実するよう見直す。

(8)　小児医療の更なる充実を図るため、小児等における生体検査、画像診断、処置及び放射線治療の実施並びに救急搬送に係る評価を見直す。

Ⅲ－６　口腔疾患の重症化予防・口腔機能低下への対応、生活の質に配慮した歯科医療の推進について

(1) 患者にとって安心・安全な歯科外来診療を行うための総合的な環境整備に係る取組を推進する観点から、歯科外来環境体制加算について、初診時及び再診時の評価を見直す。

(2) 全身的な疾患を有する患者に対する歯科医療の充実を図る観点から、以下のような見直しを行う。

①　全身的な疾患を有する患者の歯科治療を行う際に、治療内容等の必要に応じてバイタルサインのモニタリングを行った場合を評価する。

②　糖尿病を有する患者の歯周病治療において、歯周組織の炎症の改善を　図り、歯周基本治療をより効果的に行う観点から、歯周基本治療に先行して局所抗菌剤の投与が可能となるよう、医科と歯科の連携を含めて、歯周疾患処置の算定要件を見直す。

(3)　口腔疾患の重症化を予防し、歯の喪失リスクを低減する観点から、以下のような見直しを行う。

①　エナメル質初期う蝕の積極的な再石灰化を促進し、う蝕の重症化を予防　する観点から、フッ化物塗布の適応の見直しを行う。

②　歯周病の重症化を予防する観点から、歯周基本治療等終了後の病状安定期にある患者に対する管理である歯周病安定期治療の算定要件を見直す。

(4)　各ライフステージの口腔機能の変化に着目して、以下のような見直しを行う。

①　有床義歯又は舌接触補助床を装着した患者に対して、口腔機能の客観　的な評価を行うため、咀嚼機能検査等を実施した場合を評価する。

②　口唇口蓋裂患者に対するホッツ床等の口腔内装置の装着を行った患者　に対して、当該装置に係る調整及び指導等を実施した場合を評価する。

(5)　歯科固有の技術の評価について、以下のような見直しを行う。

①　マイクロスコープ（歯科用実体顕微鏡）及び歯科用３次元エックス線断層　撮影を用いて歯の根管の数及び形態を正確に把握した上で根管治療を実施した場合を評価する。

②　歯科疾患管理料を含む医学管理等において、文書提供等の要件を見直し、実態に即した評価を行う。

③　抜歯手術について、抜歯部位に応じた評価となるように難抜歯の評価を　見直す。

④　補綴時診断料、平行測定検査等について、臨床の実態に即した評価となるよう見直す。

⑤　義歯新製から６か月以内に実施する有床義歯内面適合法について、有床義歯修理の評価と整合性を図る。

⑥　歯科用アマルガム等、歯科医療技術の進歩に伴い実施頻度が減少して　いる技術及び新たな材料の普及により使用頻度が減少している特定保険医療材料について、廃止を含めて見直す。その他、歯科医療の推進に資する技術については、医療技術評価分科会等の検討を踏まえつつ、適切な評価を行う。

Ⅲ－８医薬品、医療機器、検査等におけるイノベーションや医療技術の適切な評価について

(1) 薬価専門部会の議論を踏まえて取りまとめられた「平成28年度薬価制度改革の骨子」及び保険医療材料専門部会の議論を踏まえて取りまとめられた「平成28年度保険医療材料制度改革の骨子」を参照のこと。

(2)　医薬品・医療機器の価格算定に当たって費用対効果の観点を考慮することについては、選定基準に沿って対象品目を選定し、総合的評価（アプレイザル）を実施する専門組織を新設することにより、平成28年度診療報酬改定において試行的導入を実施する。

(3)　質の高い臨床検査の適正な評価を進めるため、以下のような見直しを行う。

①　新規臨床検査として保険適用され、現在準用点数で行われている検査について、検査実施料を新設する。

②　体外診断用医薬品の保険適用に係る取扱いについて、保険医療材料専門組織及び保険医療材料専門部会において議論を行うこととし、中医協議事規則等の変更を行う。

③　保険適用希望書が提出された体外診断用医薬品について、医療機器と　同様に、保険適用希望書提出後から保険適用されるまでの間、評価療養に追加し、保険外併用療養費の支給の対象とする。

④　国際標準化機構に定められた国際規格に基づく技術能力の認定を受け　ている施設において行われる検体検査の評価を行う。

(4) 画像診断の適切な評価を行うため、以下のような見直しを行う。

①　64列以上のマルチスライス型ＣＴ及び３テスラ以上のＭＲＩについて評価を充実するとともに、適正かつ効率的な利用を促進する観点から、新たに多施設で共同して利用することを評価する。

②　ポジトロン断層撮影の施設共同利用率の要件について、更なる共同利用の推進を図る観点から要件を見直す。

(5)　新たなコンセプトの医療材料保険適用を見据え、診療報酬の算定方法の放射線治療の部に、特定保険医療材料の節を新設する。

(6)　保険医療機関間の連携による病理診断に関して、診療情報の提供をした上で衛生検査所等と連携を行なっている場合や、外部精度管理に参加し、かつ、複数の常勤医師により鏡検を行っている等の質の担保を行っている場合についても評価を行う。

(7)　胃瘻造設術及び胃瘻造設時嚥下機能評価加算について、以下のような見直しを行う。

①　胃瘻造設術及び胃瘻造設時嚥下機能評価加算の施設基準要件となっている「経口摂取回復率35％以上」の要件について、当該要件と別途、施設における嚥下機能及びその回復の見込みを適切に評価できる体制並びに嚥下機能の維持・向上に対する取組に関する要件を新たに設定する。

②　術前の嚥下機能検査実施の要件について、全例検査の除外対象とされ　ている項目を見直す。

(8)　手術等の医療技術について、以下のような見直しを行う。

①　区分C2（新機能・新技術）で保険適用された新規医療材料等について、それぞれ技術料の新設等を行う。

②　外科的手術の適正な評価を行うため、外保連試案の評価を参考に、診療報酬における手術の相対的な評価をより精緻化する。

③　医療技術評価分科会における検討結果等を踏まえて、医療技術の評価　及び再評価を行い、優先的に保険導入すべきとされた新規技術の保険導入及び既存技術の診療報酬上の評価を見直す。

④　先進医療会議における検討結果を踏まえて、先進医療として実施されて　いる医療技術について検討等を行い、優先的に保険導入すべきとされた医療技術の保険導入を行う。

(9)　医師主導治験において使用する同種同効薬の投薬及び注射に係る費用について、保険外併用療養費の支給の対象とする。

Ⅲ－９ＤＰＣに基づく急性期医療の適切な評価について

(1) 調整係数については、今回を含め、２回の診療報酬改定において段階的に基礎係数（包括範囲・平均出来高点数に相当）と機能評価係数Ⅱに置き換えることとされており、平成28年度改定においても、調整部分の75％を機能評価係数Ⅱに置き換える等、必要な措置を講じる。

(2)　機能評価係数Ⅰ・Ⅱについて、以下のような見直しを行う。

①　出来高評価体系における「当該医療機関の入院患者全員に対して算定される加算」、「入院基本料の補正値」等を機能評価係数Ⅰとして評価する。

②　現行の機能評価係数Ⅱの７項目（データ提出指数、効率性指数、複雑性指数、カバー率指数、救急医療指数、地域医療指数、後発医薬品指数）に加え、診断群分類点数表で表現しきれない重症患者への対応を評価する「重症度指数」を導入する。また、現行の７項目についても、必要な見直しを行う。

(3)　その他

①　請求の仕組みについて、精緻化・簡素化の観点から必要な見直しを行う。

②　DPC導入の影響評価に係る調査（退院患者調査）については、検討に資する調査項目となるよう、簡素化を含めた必要な見直しを行う。- 22 -

Ⅳ効率化・適正化を通じて制度の持続可能性を高める視点

Ⅳ－１後発医薬品の使用促進・価格適正化、長期収載品の評価の仕組みの検討について

(1) 後発医薬品の更なる使用促進を図る観点から、以下のような見直しを行う。

①　薬局における後発医薬品調剤体制加算について、新たな数量シェア目標値を踏まえ要件を見直す。また、後発医薬品調剤体制加算とは別の後発医薬品使用促進策として、特定の保険医療機関に係る処方せんによる調剤割合が高く、後発医薬品の調剤数量の割合が低い保険薬局については、基準調剤加算を算定できないこととする。

②　医療機関における後発医薬品の使用促進のため、以下のような見直しを行う。

ア　後発医薬品使用体制加算の評価について、後発医薬品調剤体制加算　と同様の計算式（新指標）に改める。

イ　院内処方における後発医薬品の使用促進の取組を評価する。

ウ　ＤＰＣ対象病院における後発医薬品係数の評価上限を見直す。

③　一般名での処方を促進するための評価の見直しを行う。

④　処方時に後発医薬品の銘柄を記載した上で変更不可とする場合には、処方せんにその理由を記載する。

(2) 新規後発医薬品の薬価は「先発品の100分の60を乗じた額（内用薬については、銘柄数が10を超える場合は100分の50を乗じた額）」とすることとされているが、「先発品の100分の50を乗じた額（内用薬については、銘柄数が10を超える場合は100分の40を乗じた額）」とする。

(3)　長期収載品の薬価における、一定期間を経ても後発医薬品への適切な置換えが図られていない場合の「特例的な引下げ」の対象となる後発医薬品の置換え率について、新たな数量シェア目標を踏まえ、「20％未満」、「20％以上40％未満」、「40％以上60％未満」の３区分をそれぞれ「30％未満」、「30％以上50％未満」、「50％以上70％未満」と引き上げる。

Ⅳ－３残薬や重複投薬、不適切な多剤投薬・長期投薬を減らすための取組など医薬品の適正使用の推進について

(1)　多種類の内服薬を服用している患者について、服薬に起因する有害事象を防止するとともに、服薬アドヒアランスを改善するために、当該患者に対して処方薬剤を減少させる取組を行い、処方薬剤数が減少した場合について評価する。

(2)　残薬、重複投薬、不適切な多剤投薬・長期投薬を減らすための取組等、薬物療法の安全性・有効性の向上や医療費適正化の観点から、医師と薬剤師が連携して、患者の処方薬剤を適正化する取組を評価する。

④　保険医療機関と保険薬局が連携して、円滑に残薬確認と残薬に伴う日数調整を実施できるよう、処方等の仕組みを見直す。

(3)　薬剤師による服薬管理を推進する観点から、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」を改正し、正当な理由なく療養に関する指導に従わない患者等を把握した場合について、保険者への通知義務を規定する。

Ⅳ－５重症化予防の取組の推進について

(1) 糖尿病性腎症の患者が重症化し、透析導入となることを防ぐため、進行した糖尿病性腎症の患者に対する質の高い運動指導を評価する。

(2)　ニコチン依存症管理料について、標準的な回数の治療の実施を促す観点から評価を見直すとともに、若年層のニコチン依存症患者にもニコチン依存症治療を実施できるよう、対象患者の喫煙本数に関する要件を緩和する。

(3) 慢性維持透析患者の下肢末梢動脈疾病について、下肢の血流障害を適切に評価し、他の医療機関と連携して早期に治療を行うことを評価する。

Ⅳ－６医薬品、医療機器、検査等の適正な評価について

(1) 医薬品、医療機器、検査等について、実勢価格等を踏まえた適正な評価を行う。

(2) 検査が包括されている管理料等について、検査項目の追加等に対応して記載整備を行う。

(3)　コンタクトレンズを院内で交付する医療機関について、コンタクトレンズ検査料の見直し等により、患者の自由な選択を担保するための取組を促す。

(4) 人工腎臓の適正な評価を行うため、以下のような見直しを行う。

①　人工腎臓の評価の中に包括化されているエリスロポエチン等の実勢価格が下がっていることを踏まえ、評価を適正化する。

②　著しく人工腎臓が困難な障害者等に対する加算の対象となっている難病（特定疾患）について、「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行に伴い新たに指定した指定難病についても、評価の対象を拡大する。

③　在宅維持透析指導管理料について、適切な実施が行われるよう、要件の明確化を行う。

(5)　一度に多量に処方される湿布薬が一定程度あり、その状況が地域によって様々であることを踏まえ、残薬削減等の保険給付適正化の観点から、以下のような見直しを行う。

①　一定枚数を超えて湿布薬を処方する場合には、原則として処方せん料、処方料、調剤料、調剤技術基本料及び薬剤料を算定しない。ただし、医師が疾患の特性等により必要性があると判断し、やむを得ず一度に一定枚数以上投薬する場合には、その理由を処方せん及び診療報酬明細書に記載することとする。

②　湿布薬の処方時は、処方せんや診療報酬明細書に、投薬全量のほか、　具体的な用量等を記載することとする。

(6)　食品である経腸栄養用製品について、医薬品である経腸栄養用製品との給付額の均衡を図る観点から、以下のような見直しを行う。

①　食品である経腸栄養用製品のみを使用して栄養管理を行っている場合の入院時食事療養費等の額について、一定の見直しを行う。

②　特別食加算を算定できる取扱いについて見直し、食品である経腸栄養用製品のみを使用する場合には、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に含まれることとする。